

## ~~~~~ 自然保護の窓 ~~~~~

### ニホンザル保護をめぐる最近の問題点、久しぶりに開かれた「ニホンザルの現況」研究会から

久しぶりに、霊長研においてニホンザルの現況研究会が開かれた。久しぶりというのは、1972年に始められた同名の研究会は、1978年まで連続して行われ、回を重ねること7回に及んでいるからである。だが、この10年ほどの間に、ニホンザルをめぐる状況は、かなり大幅に変わってきたようである。かつて最大の問題とされたのは、奥山の伐採とそれに伴うニホンザル生息域の縮小であった。特に、岩野（1974、「ニホンザル」1:5-62）の発掘した大正時代のニホンザル分布資料は、これまでの歴史を考える上で有力な手がかりとなり、生息域の縮小と分断化によるニホンザルの危機が叫ばれることとなった。ところが、最近の多くの報告が示していることは、むしろニホンザルの分布拡大、かつて住んでいなかった人里への新たな出現である。今回の研究会でも、愛知県や石川県、栃木県、神奈川県箱根地区（それぞれ、三戸、野崎、小金沢、岡野の発表による）などで、分布の拡大と人里への出没、猿害発生が報告された。むろん、何処ででもそれがおこっているわけではない。小金沢は、前記大正時代の分布と1978年に行われた緑の国勢調査の結果とを比較することによって、絶滅した地域個体群が10地域におよび、分断され孤立化への道をたどっている地域が確実に存在することを明らかにしている。また、林による西中国地方3県における分布変遷の資料からも、同様のことが指摘された。

今のところ、具体的にどのようなことが各地で起こっているのか、すべからく正確に指摘することは難しい。ただ、明らかに状況は変わってきているということなのである。ひとつ、指摘されたのは人間社会の側の変化が、ニホンザルの生活、

生き様にも色濃く影を落としているということである。太平洋戦争当時、山中深く開墾され、食料増産のために厳重に守られた畠は、今では放棄され多くは人工林や荒れ地に変わっている。わずかに残された畠には換金作物が栽培されるようになり、その一方で老人や婦人の労働に頼る三ちゃん農業では、出没するサルを追い払うことも難しくなった。昭和23年に、ニホンザルは非狩猟鳥獣となり、鉄砲などによる狩猟の対象からはずされている。順当に考えて、サルが農作物に害をもたらすようになるのは、ごく当然の成りゆきだったのかもしれない。

つまるところ、こうした社会状況とサルの側の変化がもたらしたものは、年間5,000頭にもものぼるニホンザルの大量捕獲なのである。最も肝要なことは、こうして人里近くに出現し始めた群れが、その地域の個体群の中で、どのような位置を占めているのかということである。ニホンザルが増殖し、飽和状態に達した森から、余剰個体が周辺地域に出て行くのであれば、この現象を愁える必要はないのかもしれない。だが、どう考えてみてもそんなバラ色の話などあるようには思えない。というのは、かつての現況研究会で繰り返し報告されたように、日本の奥山での森林伐採がすすみ、ニホンザル本来の生息環境は悪化の一途をたどっているからである。特に、近年全国的に広がったリゾート開発構想の波は、最後に残された里山の自然をも大規模に変えてしまおうとしている。

今、各地のニホンザル個体群内で起こっている変化は、どう把握されるべきものなのだろうか。次第に人里近くに移動してきている群れは、その地域個体群にとって最も中心となる主要な集団なのかもしれない。一方で、劣悪化した旧来の生息域には、どのようなサルが残されているのだろうか。人里近くへ移動したサルには、いずれ集団捕獲という形での結末しか用意されていない。ニホンザル保護の難しさは、ニホンザルという種がもつ属性、つまり人間の生活域周辺が彼らにとっても生活上最適な空間であるという点にある。人間が、常に彼らを追い上げているかぎり、彼らは山中に留まるかもしれない。だが、こうした圧力が

なくなってしまえば、どんどん人間の領域に入ってくるということも考えられる。一冬を果樹園の中で過ごすという箱根の群れの例などは、その典型ではないだろうか。今現在こうした人里への進出が起こっているということは、ニホンザルの習性が変わるために、それだけ時間がかかったということだろう。40年ほど前のニホンザル研究の初期には、それこそサルを見ることさえ、大変なことだったという。今これからニホンザルの研究が始まるとしたら、どうしても野生群を餌付けしなければならないと思う人が、どれだけいるだろうか。

上で述べたようなことが、事実なのかどうか、またどれほどの地域に当てはまるのか、今のところ何ともいえない。ただどう考えてみても、ニホンザルをめぐる状況はこれまで言われてきたものとはだいぶ異なってきているのである。ニホンザルを保護していくうえでは、正確な現状認識が不可欠である。それ次第で、とられるべき方策が全く違ってくるからである。今回の研究会では、他にもいくつかの問題が指摘された。自然保護をめぐる法的基盤の脆弱さや、下北で野放しにされているタイワンザル等々。さらに、猿害への具体的な対処方法が、どの地域でも切実で危急を要する問題になっており、どの問題についても抽象的な議論だけでは済まなくなってきたというのが、参加者の共通した認識であった。

最後に、研究会の代表者である東から、ワーキンググループの結成と課題毎の取りまとめ、出版などの計画が提案された。今後、各地の現状把握を進めながら、猿害問題への対処マニュアル作成、ニホンザルの保護のためのアクションプランなど、何回か研究会を開いてまとめあげることになろう。今回の集りが、研究者の側からも積極的に社会的な発言をしていく、新たな動きにつながることを望みたい。保護の問題は、大学という研究の場においては、どうしても片隅に追いやられてしまいやすい。この研究会が、再びニホンザルの現状と保護の問題を考える場として、新たな流れを生み出す源となることを祈りたい。今回の現況研究会のプログラムは以下の通りであった。

### 京都大学霊長類研究所共同利用研究会 「ニホンザルの現況」

日 時：1990年12月18(火)～19日(水)  
会 場：霊長類研究所会議室

趣旨説明：東 滋（京都大・霊長研）

1. ニホンザル地域個体群の変動（各地からの報告）

森 治（下北野生生物研究所）  
：下北のタイワンザル問題

岡野美佐夫（野生動物管理事務所）  
：西湘地方

三戸幸久（日本モンキーセンター）  
：愛知県

林 勝治（宇部短大）  
：西中国地方

2. ニホンザル保護の将来計画のために  
　　話題提供 小金沢正昭（栃木県立博物館）  
　　コメント 野崎英吉（白山自然保護センター）

3. 世界のなかでのニホンザル／日本の野生生物  
　　保護行政

　　話題提供 東 滋（京都大・霊長研）

総合討論

世話人：東 滋・和田一雄・鈴木 晃・渡辺邦夫・山極寿一

（京都大・霊長研 渡辺邦夫）

## 自然保護の窓

### 1. ニホンザルの“有害駆除”

1985年ついに5,000頭をこえたニホンザルの有害駆除は、その後も増え続ける様相を呈し、種の危機も、このまま事態が推移すれば、そう遠い将来のことではない感じがします。

しかし、そんな中で、少しは私たちの声が届いたのか、「獲り続けるだけが能ではない」ことを自覚する自治体も出てきています。滋賀県と熊本県では、猿害対策のためにも、ニホンザルの生息実態を知ることの重要性が認識され、3年前に県レベルの委員会が発足しました。保護担当の和理事も参加したこれらの委員会は、「猿害」即「駆除」という従来の形ではなく、人間とサルの共存のための基礎調査を行い、それぞれ報告書が提出されました。十分とはいえないにしても、一部、針葉樹の人工造林地にサルの生活の場になる広葉樹を植林するなど、一定の成果をあげています。全国の自治体にこのような委員会をつくる運動も、ニホンザルを守るための方法の一つではないかと思っています。

この委員会活動の中で、滋賀県では糸魚川直祐教授（大阪大学）のグループ、熊本県では藤井尚教教授（尚絅大学）や高校教員グループが、大きな力を発揮しました。「地元に人がいる」ことの大切さを、しみじみ感じました。

### 2. 駆除個体の報告書の整備

上記のように、ニホンザルが害獣として捕殺されること自体、重大な問題ですが、やむを得ず駆除された個体の記録がほとんど残っていないことも重大な問題です。現在の統計資料のための報告では「ニホンザル〇〇頭」という数字だけが記載されていて、どこの地域の、どのような性、年齢の個体が“駆除”されたのか、“駆除”後の処置はどうなったのか、など、環境庁はまったく把握していません。地域個体群の実態を知るためにには、1頭ごとの情報がわかるような報告書の提出を義務づける必要があります。このことは、野生動物

を捕獲したり銃殺したりすることの重さを、関係者に認識してもらうことにもつながるでしょう。

私たちは、報告書のモデル用紙をつくって、環境庁にその実施を申し入れてきました。その結果「全国一斉には義務づけられないが、可能な県から実施してみたい」という見解が得られ、来年あたりから、数県で実施できる見込みです。

この報告書（別掲）は、専門家でなくても、おおまかな性、年齢が判定でき、かつ、具体的な捕殺の地域や駆除後の行方がわかる目的に作製したものです。ご意見があれば、今後改良していきたいと思っています。

### 3. 下北のタイワンザル問題

1989年9月、野辺地の母群から離れて約50km北のむつ市に出没したハナレザル・オス数頭（個体数は未確定）のうち、2頭は捕獲され、日本モンキーセンターに移されました。しかし、獲り残したオスは姿を消し、現在も行方はつかめません。野辺地の母群も、餌づけ場所が従来の国道沿いの旧観光牧場跡地から3kmほど離れた所に移されるという小さな変化はありましたが、基本的な状況はまったく変わっていません。

青森県が一時は積極的な姿勢を見せていた「動物の保護および管理に関する条例」制定の動きも、頓座しています。

学会としては、この放飼形式のタイワンザルを法的に規制し得る条例の制定を急ぐよう、総理府および青森県に対して、再度要請することにしています。

### 4. ウィントン条約違反がらみの輸入問題 2題

#### 1) ゴリラ問題

1990年3月、千葉市動物公園が購入したゴリラ2頭（オス・メス各1頭）につき、日本靈長類学会は、不正輸入の疑いがありウィントン条約の精神に違反するのみならず、高額（2頭で8,600万円）の取引きが密猟や不正取引きを助長することにつながる、という観点から、河合雅雄会長名で千葉市市長および日本動物園水族館協会（日動水協）会長あてに、「すみやかに返却してほしい」

という要望書（5月21日付）を提出しました。

中川志郎日動水協会長からの回答（6月11日付）には、「決して安い商取引に加担したものでも、動物園に課せられている現代的な役割を軽視したものでもなく、協力し得る最良の手段として決定した」という見解とともに、千葉市動物公園に収容されるまでのこの問題の経緯が詳細に説明されています。

そもそも、これらのゴリラ2頭は、1987年5月、有竹鳥獣店が輸入した時点で不正の疑いがあったため、取引できなまま、有竹鳥獣店が保有していたものです。

日動水協は、いったん「当該ゴリラの取引はないように」という通達（1988.8.10付）を会員にだしましたが、その後さまざまの討議を経、かつて通産省輸入課や環境庁野生生物課と協議した結果、

1. 当該ゴリラの輸出入は、事実上不正ではあるが、すでに合法的に完了していてこれを法的に規制することは不可能である。2. ゴリラの福祉、種の保存の重要性にかんがみ、可及的すみやかに業者のもとから“救出”し、適切な動物園に収容すべきである。3. 二度とこのようなことが起こらないよう重大な決意でのぞむ、という見解に要約される結論に達しました。この立場から、日動水協は、同協会「種保存委員会ゴリラ繁殖計画」に組み入れることを前提に、ゴリラ導入に適切と思われる5園を、環境庁野生生物課に推薦、具体的な収容計画をもっていた千葉市動物公園がゴリラを収容（前記のように8,600万円で購入）して現在に至っている。というのがおおまかな経緯です。

問題発生後の日動水協の努力は認めるとしても、この問題の発端が、ワシントン条約附属書Ⅰにあげられ、商取引の可能なゴリラはまずいないと想われるにもかかわらず、動物園の側が欲しがっていたという事実およびもともとゴリラを欲しがっていた千葉市動物公園が“適切な動物園”として選定されてゴリラを引きとったことに釈然としない部分が残ることを指摘しておく必要があります。

## 2) ピグミーチンパンジー問題

上記のゴリラ問題で「このようなことが二度と起こらないよう重大な決意」をした日動水協の会

員に、またも不正取引の可能性が出てきました。1990年6月、（財）日本モンキーセンター（JMC）が購入のために輸入したピグミーチンパンジー2頭（オス・メス各1頭）がそれです。もっとも、日動水協には事前の相談はまったくなされていないため、これはJMC自体の問題であることは明らかです。

学会保護担当の和・西田両理事は、輸出元のベルギーのGeorge Munro氏がこれまでしばしば問題を起こしてきた動物業者であり、ピグミーチンパンジーの出自に関して違法の疑いがあつたため、JMCの小寺重孝園長あてに質問書（6月16日付）を送りました。これに対して、6月23日の学会理事会の席上、JMCの河合雅雄所長から「ベルギーに返却する方針である」というJMCの意向が説明され、理事一同了承しました。

しかし、その後、返却のための具体的な動きがなかったため、和・西田両理事は、河合JMC所長に再度質問書（11月16日付）を送り、その後の経過と返却の具体的なスケジュールについて質問したところ、事態が複雑になっていることがわかつてきました。すなわち

①2頭のピグミーチンパンジーの出自は“unknown”になっているため、このような動物の輸出入が行われたことは明らかにおかしい。

②しかし、輸出国のベルギーは「合法」としており、また日本における輸入手続きも「合法的」にすでに完了しており、これをくつがえすことは不可能である。

③したがって「違法だから返却する」という形式はとれず、「返却」するとしても、日本からの「再輸出」の形になる。

④この場合、ベルギーの輸出業者であるGeorge Munro氏に送り返すことは問題外である。というのは、日本の有竹鳥獣店がすでに代金を支払っているらしく（金額など詳細なことは不明）、動物を送り返すことは彼を二重に儲けさせることになるだけでなく、転売することでさらに利益をあげさせることになるからである。

⑤このため、ベルギー内に適当な受入れ先を求めなければならないが、今のところ決っていない。

⑥ピグミーチンパンジーは、現在JMCに収容されているが、その所有権がはっきりしない。JMCが輸入申請を出し、有竹はその輸入業務を代行したという形ではあるが、有竹がすでに代金をMunro氏に支払っているのに、JMCは支払っていない。というような問題です。

JMCの河合所長は、「ベルギーに送り返す」という立場から、12月に入って環境庁野生生物課（和理事も同行）および通産省輸入課と打開策について協議した結果、「これらの2頭をJMCの所有にした後、ベルギーに送り返す」という方針を決めています。

ここでもまだ、附属書Ⅰにあげられている動物の再輸出の法的規制をどうするのか、ベルギーに返すとはいってもGeorge Munro氏ではなく、アントワープ動物園など保護繁殖に適切な施設を取り先にできるかどうか、購入および返却の輸送費などの経済問題をどうするのか、というような問題点が残されています。しかし、JMCは返却するという方針を決めており、これを受けて、環境庁および通産省も全面的に協力する方向で、事態は進行中です。

私たちは、基本的に現在の進行状況を支持していますが、完結するまで見つめ続ける必要があると思います。



以上の二件や過去の事例に共通するのは、輸出入がいったん“合法的”に完了してしまうと、よほどのことがない限り、違法性が発覚してもさかのぼって法的に規制することはできないという点です。さらに、「動物の救出」論が先行し、責任追及が曖昧なまま、動物は落ちつく所に落ちついてしまう、というのが、従来の経過の大部分に見られる現象でした。さらにいえば、違反を取り締まるべき国内法の不備（罰則規定がない）のため、違法性が発覚しても、誰も損をしないで終結するのが大部分だったことにも問題があります。

私たちは、実際には違法以外に輸入する可能性がほとんどない動物を入手したがるところに、問題の発端があることを、きちんと認識する必要があります。つまり、「種の絶滅が危惧されるよう

な動物は現地で保護されるべきであって、そのような希少種を欲しがるのは一切やめる」という自主規制が、最も重要なことではないかと思います。

さらに、違法性が発覚したら関係者が大損をするような罰則規定を含めた厳しい国内法の整備や、主務官庁を通産省から環境庁に移すなどの処置も、今後の課題になると思われます。

## 5. 陸のガラパゴス島・マカレナ地域を守る基金

南米・アマゾン流域にも、ご多分にもれず、「開発」の波がおしよせ、貴重な自然環境はどんどん失なわれつつあります。

コロンビアのアマゾンーオリノコ源流に、比較的手つかずの自然が残され、多様で特異的な動植物相のために「陸のガラパゴス島」とも呼ばれるマカレナ地域がありますが、ここも、放置すれば伐採や道路建設などのために、やがて消滅しかねません。今、危機感をもった日本人を中心に、この地域の一部（2万ヘクタール）を買いあげ、サンクチュアリにする計画が進められています。

世界的な規模での環境破壊が進む中、そしてまた「日本は利用するだけ」という批判が多い中、たんに研究フィールドの確保というだけでなく、環境保全のための運動が行われることは、非常に重要なことだと思われます。

興味をお持ちの方は、下記にご連絡下さい。

- 事務局 宮城教育大学教育学部伊沢研究室  
〒980 仙台市青葉区荒巻字青葉  
Tel. 022-222-1021(内236)
- 募金目標額 5,000万円
- 郵便振替 仙台6-28541 陸のガラパゴス島・マカレナ地域を守る基金

## 6. 絵ハガキをつくりました

保護基金のために、今年は、絵ハガキをつくりました。類人猿、アジアのマカク、ニホンザル、キツネザルの4シリーズで、いずれのシリーズも4枚セットになっています（16枚の絵ハガキがありますが、セット販売でバラ売りはしません）。1セット500円で発売ましたが、今後は400円にしたいと思います。暑中見舞、年賀、贈り物、

ちょっとした連絡など、保護基金のために、せいぜいご利用下さい。

[連絡先]

○ **〒 180 武藏野市境南町 1-7-1**  
日本獣医畜産大学野生動物学教室  
和(にぎ)秀雄  
Tel. 0422-31-4151 (内 301)

○ **〒 484 愛知県犬山市官林**  
京都大学靈長類研究所

松林 清明

Tel. 0568-61-2891

○ その他、最寄りの保護委員

(自然保護担当理事 和 秀雄)